

18. 許可手数料

広告物の新規又は更新の許可を受けるに当たっては、許可手数料を納付しなければならない。

(1) 市（岡山市及び倉敷市を除く。）の区域

各市が定める納付方法により、許可手数料を納付する。

(2) 町村の区域

県証紙を申請書にはり付けて、許可手数料を納付する。

（許可手数料早見表）

はり紙，はり札等	100枚までごとにつき	410円																
立看板等	1基につき	410円																
アドバルーン	1個につき	1,350円																
アーチ	1基につき	2,700円																
懸垂幕，横断幕	1個につき	700円																
その他の広告物（懸垂幕掲出装置，のぼり，旗を含む。）	1基につき																	
<p>（表示面積）</p> <table> <tbody> <tr> <td>1 m²未満</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>1 m²以上 3 m²未満</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>3 " 5 "</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>5 " 8 "</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>8 " 10 "</td> <td>1,750円</td> </tr> <tr> <td>10 m²</td> <td>1,750円</td> </tr> <tr> <td>10 m²を超えるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> （表示面積－10 m²）×100円＋1,750円（1 m²未満端数切り上げ） </td> </tr> </tbody> </table>			1 m ² 未満	410円	1 m ² 以上 3 m ² 未満	800円	3 " 5 "	1,150円	5 " 8 "	1,450円	8 " 10 "	1,750円	10 m ²	1,750円	10 m ² を超えるもの		（表示面積－10 m ² ）×100円＋1,750円（1 m ² 未満端数切り上げ）	
1 m ² 未満	410円																	
1 m ² 以上 3 m ² 未満	800円																	
3 " 5 "	1,150円																	
5 " 8 "	1,450円																	
8 " 10 "	1,750円																	
10 m ²	1,750円																	
10 m ² を超えるもの																		
（表示面積－10 m ² ）×100円＋1,750円（1 m ² 未満端数切り上げ）																		